

第一節 序文

商標の冒認出願行為は商標登録における「先願主義」の直接的副産物であり、程度の差はあれ多くの国で存在している。日本は中国と海を隔てた隣国であって中国との経済、貿易の往来は極めて密接であるため、日本の著名な企業の商標が冒認出願を行う者の標的となり易いと言えよう。

中国では、商標権保護のために、行政の法執行と司法の保護を組み合わせた「2つのシステムを併用する制度（双軌制）」が取られている。中国がWTOに加盟してから10年余りになり、工商法執行機関と司法機関のいずれも悪意により商標の冒認出願をする行為に対する取締りを非常に重視している。

2010年10月から2011年6月にかけて、中国国務院は全国規模で「知的財産権侵害及び模倣品製造販売取締り特別行動」を展開することを決定した。この行動には合わせて3つの重点があり、そのひとつは「悪意の商標冒認出願行為を抑止すること」である。¹国家工商総局はさらに「悪意の商標冒認出願行為を着実に抑制することに関する実施法案」を特に制定し、これを公表した。2011年、中国国家工商総局商標局、商標評審委員会は厳格に審査、審理を行ったうえで、法に基づき悪意による商標登録出願を大量に拒絶し、一部の悪意の商標登録事件を厳格に取締り、公開したところ、悪意の商標出願行為は効果的に抑制された。例えば、国家工商総局商標局は自然人葉栄傑が知名度の高い渉外商標を悪意により233件も登録した商標登録異議申立事件について審理を加速し、異議申立の成立を裁定し、登録を許可しなかった。商標評審委員会は悪意により「万向」関連商標を登録した50件の拒絶査定不服審判、登録異議申立再審査事件の審理を加速させ、万向集团公司の商標に関わる権益を適切に保護した。²

2011年11月28日、中国最高人民法院の奚晓明副裁判長は、杭州で開かれた全国法院知的財産権審判業務座談会にて、悪意の冒認出願及び「傍名牌」（有

¹ 中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会 『中国商標戦略年度発展報告（2011）』 11-12頁

² 中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会 『中国商標戦略年度発展報告（2011）』 14頁

名ブランドへのただ乗り)などの不当行為に対する抑止を強化し、商標権保護を目指す方向性を十分体现するよう強調した。³最高人民法院は、「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的發展を促進する上での若干の問題に関する意見」において、「商標権の保護は、公正な競争の奨励に有利で、商業標章同士の境界画定に役立ち、他者の有名商業標章の悪意の冒認出願及び「傍名牌」行為の抑制に有利でなければならない。」と指摘している。

また、日中両国政府は悪意による商標の冒認出願の抑止においてもさまざまな場面でコミュニケーションを図り、協力している。例えば、2011年5月3日に、中国国家工商総局の付双建副局長は来訪した日本特許庁の岩井良行長官と会談し、双方は商標の悪意の冒認出願、模倣品による権利侵害行為の取締り、東日本大地震の救済措置などについて議論した。⁴

このような背景のもと、中国の法律中の商標冒認出願の抑止に関する制度を分析、評価し、さらに関連する事例、とりわけ日本の商標が冒認出願された事例と結びつけて、中国における悪意の商標冒認出願の輪郭を描き出すことで、日本企業の商標が中国で冒認出願されることを防ぎ、その解決案を提示することは非常に重要な意味を持つものと考えられる。

第二節 商標の冒認出願の概要

一、商標の冒認出願行為

中国では改革開放と市場經濟の發展に伴い、とりわけ個人による私營經濟が絶えず拡大し、社会や、經濟の發展が多元化するに伴い、知的財産権の財産権的性質が徐々に一般公衆に認識されるようになってきており、商標冒認出願行為は不法分子がブランド所有者の財産を奪うために用いる特別な方法となっている。特に、2001年に商標法が改正されて商標出願の主体の範囲がさらに

³ 著者不詳「最高人民法院：悪意の冒認出願、「傍名牌」等の商標権侵害行為の抑止力を強化する」工商行政管理 2011年第23期 52頁

⁴ 中華人民共和国国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会『中国商標戰略年度發展報告(2011)』154頁